

生駒市自治基本条例検証報告書

生駒市市民自治推進委員会

(令和元年11月)

目次

1 はじめに	1
2 自治基本条例に関する検証	1
3 検証結果	2
(1) 条文の改正を要する箇所	2
(2) 解説の追加・変更を要する箇所	4
(3) 条例の運用についての意見	13
第2章 基本原則	13
第3章 市民の権利と責務	14
第4章 議会及び議員の役割と責務等	14
第5章 市の役割と責務等	14
第6章 市政運営	15
第7章 市民参画、市民自治及び情報	17
第1節 市民参画	17
第2節 市民自治等	17
第3節 情報共有等	18
第8章 他自治体との連携、協力等	18
4 おわりに	19
参考資料等	
1 自治基本条例	20
2 市民自治推進委員会委員名簿	28
3 市民自治推進委員会における条例検証の経緯	28

1 はじめに

平成22年4月1日に、生駒市のまちづくりを進めていくための基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりの基本ルールを定めた「生駒市自治基本条例」が施行されました。この条例は、長い年月をかけ、市民により議論・検討を重ね、作り上げられたもので、「市のまちづくりの最高規範」として位置づけられています。

このことから、一定期間経過後も本市にふさわしいものかどうか検証し、形骸化を防止するため、自治基本条例第54条において、条例施行後5年を超えない期間ごとに検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずることとしています。

この規定に基づき、平成26年度に初めての見直し検討を行い、文言整理等の条文改正や解説の変更を行いました。さらに改正した条例施行後5年目を迎えるにあたり、平成30年度から令和元年度にかけて、生駒市市民自治推進委員会（以下「委員会」という。）において、この条例の運用状況についての検証を行いました。

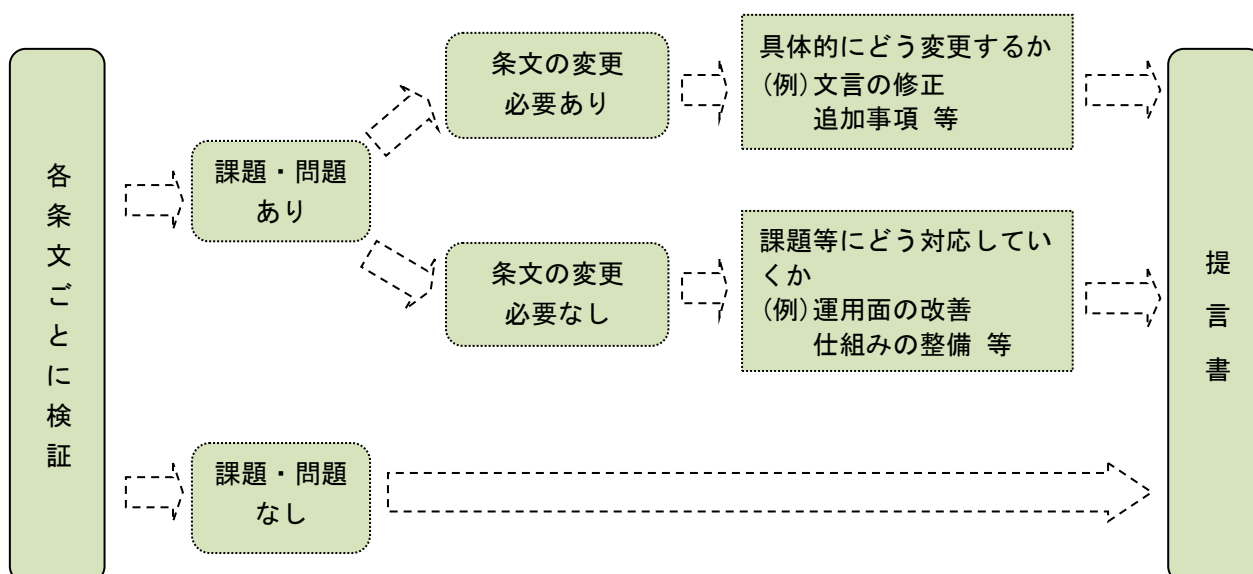
現行の取組状況をもとに、条文ごとに委員会委員の意見をいただきながら検証を重ね、報告書としてまとめたものです。

この報告書が、条例の基本理念・基本原則の実現に向けた市政運営の一助となり、生駒市における自治の推進に役立てられることを期待します。

2 自治基本条例に関する検証

条例の検証については、自治基本条例が社会情勢に合致しているか、また生駒市にふさわしいものであるかの視点に立ち、各条文における制度、施策等の取組状況等を踏まえ、課題・問題点等について幅広い視点から検証を行いました。

【検証のイメージ】



3 検証結果

見直し検討の結果、現行の自治基本条例は、まちづくりの基本ルールとして適切に表現されており、新たに追加する項目や大きく変更・修正をする必要はないとの結論に至りました。

しかし、一部の条文の文言や解説文については、法改正や条例の趣旨をよりわかりやすくするため、見直すこととしました。

今回の見直し検討の過程で出された意見を

「(1) 条文の改正を要する箇所」、「(2) 解説の追加・変更を要する箇所」、「(3) 条例の運用についての意見」として整理し、市民自治推進委員会としての検証結果とします。

なお、「(3) 条例の運用についての意見」については、各部署における今後の業務遂行の参考としていただければと思います。

(1) 条文の改正を要する箇所

■ 第8条

《改正前》

(20歳未満の市民のまちづくりに参画する権利)

第8条 20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。



《改正後》

(18歳未満の市民のまちづくりに参画する権利)

第8条 18歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。

【改正理由】

成人年齢を引き下げる民法の改正に基づき、未成年者の年齢表記を変更するもの。

■ 第10条(議会の役割と権限)

<第3項>

《改正前》

市議会は、法律等の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。



《改正後》

市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。

【改正理由】

地方自治法との整合性や条文全体の整合性を図るため、用語を統一するもの。

■ 第24条（法務政策）

《改正前》

市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って法律等を解釈し、条例規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。



《改正後》

市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って法令を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。

【改正理由】

地方自治法との整合性や条文全体の整合性を図るため、用語を統一するもの。

■ 第36条（条例制定等の手続）

<第1項第1号>

《改正前》

市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。

(1) 関係する法律等又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合



《改正後》

(1) 関係する法令又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

【改正理由】

地方自治法との整合性や条文全体の整合性を図るため、用語を統一するもの。

(2) 解説の追加・変更を要する箇所

■前文【解説の追加】

前文では、生駒市の特性と本条例を制定する背景や趣旨、まちづくりを行っていくうえでの基本的なルールや目指すべき自治の姿を述べています。

生駒市は、自然環境の豊かさや安全な住環境、交通の利便性といった住みやすさに加え、歴史や伝統と最先端の顔を併せ持つ住宅都市として発展してきました。

しかし昨今、高齢化の進行や財源確保の深刻化、市民ニーズや価値観の複雑化・多様化など、本市を取り巻く社会環境は年々変化する中、多岐に渡る行政課題や地域課題に対応し、生駒市を活性化していくためには、行政主体ではなく市民主体のまちづくりに取り組むことが求められています。

本市では、市民の定住意識とともに、まちづくりへの市民意識も高く、自治会に代表される地縁組織における活動のほか、NPO やボランティアなどテーマ型の市民活動も年々広がりを見せ、市民力の高さも本市の大きな財産であるといえます。

「生駒市自治基本条例」の「自治」とは、「自ら治める」と読めるように、地域のことは地域で考え、決定し、行動することを指します。地方自治は、地域住民の意思と責任に基づいて行う「住民自治」と、国から独立した団体の権限と責任において地域の行政を行う「団体自治」とで成り立っています。

本条例では、自治の担い手である市民、議会（議員）、行政（市長、職員）が役割分担をしながら参画と協働のまちづくりを進めていくことを規定するとともに、第2条において「市民」を市内に居住する住民に限定せず、市内に通学や勤務する者、事業や活動を行う者を広く含めています。

まちづくりの主体として市政に関わり、地域コミュニティなどに参画する市民はまちづくりの主役であり、「住民自治」と「団体自治」双方の責任者でもあり、主権者であるといえます。また、議会（議員）も行政（市長、職員）も、生駒市としての「団体自治」を推進するための責任を負うことを、本条例において明確化しています。

このように、市民、議会、行政の3者がそれぞれの責任と役割を果たし、お互いに尊重し、協力しながら参画と協働のまちづくりに取り組み、真の市民自治の実現を目指すため、自治基本条例を制定することをこの前文において決意表明しています。

【追加理由】

「住民自治」と「団体自治」の説明をしながら、条例の趣旨を明確化するもの。

■ 第6条(人権の尊重)

《改正前》

参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、一人ひとりの基本的人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。

これには、同和問題や高齢者、障がい者、女性、外国人などの人権問題、インターネットを悪用した人権侵害などの課題の解決に向けた取組を含んでいます。



《改正後》

参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、一人ひとりの基本的人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。

人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人、LGBTなどの性的少数者、同和問題、インターネット等による人権侵害など多岐にわたっています。

【変更理由】

人権問題について事例を追加し、「生駒市人権施策に関する基本計画(第2次)」の記載に対応させるもの。

■ 第8条(20歳未満の市民のまちづくりに参画する権利)

《改正前》

20歳未満の青少年及び子どもにもその年齢に応じたまちづくり参画の形態が必要であり、その意見は市の貴重な財産となることから、こうした子どもたちの参画の権利を保障する規定です。



《改正後》

18歳未満の青少年及び子どもにもその年齢に応じたまちづくり参画の形態が必要であり、その意見は市の貴重な財産となることから、こうした子どもたちの参画の権利を保障する規定です。

【変更理由】

条文の改正に合わせた年齢表記とするもの。

■ 第10条(議会の役割と権限)

<第3項>

《改正前》

市長と独立対等な二元代表制を担っている市議会の権限について、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限をはじめ、検査権、監査請求権、調査権及び国等に対する意見書の提出権など地方自治法の規定を確認するものです。平成25年12月に生駒市議会基本条例を制定し、議会の役割と権限を改めて規定するとともに、その役割・権限を果たすために取り組むべき事項を規定しました。



《改正後》

市長と独立対等な二元代表制を担っている市議会の権限について、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限をはじめ、検査権、監査請求権、調査権及び国等に対する意見書の提出権など地方自治法の規定を確認するものです。平成25年12月に生駒市議会基本条例を制定し、議会の役割と権限を改めて規定するとともに、その役割・権限を果たすために取り組むべき事項を規定しました。

なお、「法令」とは、法律及び法律に基づく命令(告示を含む)を指します。

【変更理由】

条文の改正にともない、「法令」の範囲を明らかにするもの。

■ 第17条(市の職員の責務)

<第3項>

《改正前》

まちづくりの主体は市民であり、参画と協働のまちづくりを推進するため市の職員も生活者であることの視点を大切にし、率先して市民としての責務を果たさなければならないことを規定しています。



《改正後》

まちづくりの主体は市民であり、参画と協働のまちづくりを推進するため市の職員も市内で働く者として市民の目線を大切にし、率先して市民としての責務を果たさなければならないことを規定しています。

【変更理由】

「生活者」のこたばのイメージが具体的に伝わるようにするもの。

■ 第22条（行政組織）

《改正前》

市の組織の編成は、社会情勢にすばやく対応していく必要があるため、多様化、高度化する市民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくりを市の責務として規定しています。また、分断された縦割り組織の弊害（窓口対応における市民のたらいまわしなど）に対処するため、横断的な連携や調整が必要なことを定めています。



《改正後》

市の組織の編成は、社会情勢にすばやく対応していく必要があるため、多様化、高度化する市民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくりを行うとともに、職員自ら、自治体職員として責任ある政策を実行していくという自律的責任を市の責務として規定しています。さらに、分断された縦割り組織の弊害（窓口対応における市民のたらいまわしなど）に対処するため、組織の横断的な連携を行うとともに組織間の連絡調整を密に行い、市民への説明責任を果たすことの必要性を定めています。

【変更理由】

自律的責任と説明責任の説明を追記することで、市の責務をより具体的に表現するもの。

■ 第24条（法務政策）

《改正前》

地方分権の推進に伴い、地域独自の自治に必要な政策条例の制定が求められており、そのための自治立法権と法律等の解釈に関する自治権を活用した法務活動の充実について定めています。



《改正後》

地方分権の推進に伴い、地域独自の自治に必要な政策条例の制定が求められており、そのための自治立法権と法令の解釈に関する自治権を活用した法務活動の充実について定めています。

なお、「法令」とは、法律及び法律に基づく命令（告示を含む）を指します。

【変更理由】

改正後の条文の表記に合わせるとともに、「法令」の範囲を明らかにするもの。

■ 第27条(危機管理)

《改正前》

市は、阪神淡路大震災以降も各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力の下、危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体として対応するため、調整機能を整備することを意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市では、防災体制に関しては、他の地方公共団体や民間企業等との間で、災害相互応援協定をはじめ、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、防災コンテナによる緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。



《改正後》

市は、毎年各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪、**新型インフルエンザや大規模事故**など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力の下、危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体として対応するため、調整機能を整備することを意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市の防災体制に関しては、他の地方公共団体との**災害相互応援協定をはじめ**、民間企業等との間で、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。

【変更理由】

危機管理の対象となる事象の追加や市の防災体制の現状に合わせるもの。

■ 第34条(行政評価)

<第3項>

《改正前》

行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民などによる評価システムを構築することが重要であることの規定です。「生駒市行政改革大綱」に基づく行動計画において、施策評価及び事務事業評価を導入し、予算制度と連携した行政評価システムの確立を図ることとしており、そのシステムの中で市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。



《改正後》

行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民などによる評価システムを構築することが重要であり、予算制度と連携した行政評価システムの確立や市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。また、「生駒市行政改革大綱」に基づく行動計画においては、施策評価及び事務事業評価を導入します。

【変更理由】

行政評価のシステムの必要性を強調するとともに、そのしくみのひとつとして「生駒市行政改革大綱」に基づく行動計画を例示し、全体を整理するもの。

■ 第36条(条例制定等の手続)

<第1項>

《改正前》

まちづくりに関する重要な条例の制定改廃に関して、市民参画を図ることを規定しています。

まちづくりに関する重要な条例とは、

- (1)まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例
- (2)市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例
- (3)その他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例をいいます。



《改正後》

まちづくりに関する重要な条例の制定改廃に関して、市民参画を図ることを規定しています。

まちづくりに関する重要な条例とは、

- (1)まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例
- (2)市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例
- (3)その他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例をいいます。

なお、「法令」とは、法律及び法律に基づく命令(告示を含む)を指します。

【変更理由】

条文の改正により、「法令」の範囲を明らかにするもの。

■ 第39条(審議会等)

<「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」の引用部分>

≪改正前≫

<第6条>

2 公募により委員を選任する場合は、その選任方法に公平、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考するものとする。



≪改正後≫

2 公募により委員を選任する場合は、その選任方法に公平、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考するものとする。**ただし、生駒市公募市民等無作為抽出型登録制度実施要綱(平成25年4月1日施行)に基づき委員を選任する場合は、この限りでない。**

【変更理由】

「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」に合わせ、追記するもの。

■ 第40条(市民自治の定義)

<第1項>

≪改正前≫

市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例では、コミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語表現で生駒市域全域から、例えば自治会単位といった共同体意識の形成が可能な一定の地域における市民主体のまちづくり活動としています。



≪改正後≫

市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例ではコミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語で表現すれば生駒市域全域もしくは共同体意識の形成が可能な一定の地域における、市民主体のまちづくりの活動をいいます。**なお、共同体意識の形成が可能な一定の地域とは、自治会に代表されるように、地縁のつながりの中で自分たちの地域をよくしていこうとする意識や気持ちを共有できる人たちで構成される一定の区域を意味します。**

【変更理由】

条文の「共同体意識の形成が可能な一定の地域」を具体的に表現し、第43条の「一定のまとまりのある地域」との違いを明確化するもの。

■ 第42条(市民自治に関する自治体の役割)

<第2項>

≪改正前≫

市民自治活動は、自主、自立したものが原則であることから、市による支援については、補完性の原則に基づき、あくまでも「必要に応じて」行うことを規定しています。自立した市民自治の活性化は自治体全体の強化につながり、地域社会自体が豊かになることから、こうした公益性のある市民自治活動に対する行政からの支援を保障するものです。



≪改正後≫

市民自治活動は、自主、自立したものが原則であることから、市による支援については、補完性の原則に基づき、あくまでも「必要に応じて」行うことを規定しています。自立した市民自治の活性化は自治体全体の強化につながり、地域社会自体が豊かになることから、こうした公益性のある市民自治活動に対する行政からの支援を保障するものです。ただし、もっぱら営利を目的として行っている活動や、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援している活動、特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持している活動などは、支援の対象とはなりません。

【変更理由】

条文の「非営利」「非宗教」「非政治」の対象とならない活動内容がわかるよう、具体的な記述を追加するもの。

■ 第43条(市民自治協議会等)

<第1項>

≪改正前≫

地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有するおおむね小学校区程度以下の単位を基本に自治会、NPO等の多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織(市民自治協議会)の設置について規定するものです。



《改正後》

地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有する一定のまとまりのある地域を基本に、自治会、NPO等の多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織（市民自治協議会）の設置について規定するものです。

なお、一定のまとまりのある地域とは、自治会等の基礎的な地縁組織の連携が可能な小学校区程度の区域を意味します。

【変更理由】

条文の「一定のまとまりのある地域」を具体的に表現し、第40条の「共同体意識の形成が可能な一定の地域」との違いを明確化するもの。

(3) 条例の運用についての意見

【第2章 基本原則】

■ 第4条(情報共有及び公開)

- ・情報共有や情報公開の実績はそれぞれあると思いますが、総合的に見て、参画と協働のまちづくりや総合計画の観点からは、その成果が見えにくいと考えます。
- ・計画策定や事業実施の各段階で情報提供することにより、そこに直接関わっている人だけでなく他の人にも理解が広がっていくと考えます。
- ・現状では先進的な取り組みや工夫がなされていますが、たとえば、ホームページに「参画と協働によるまちづくり」のアイコンを設け、各部署での取り組み状況を情報化するなど、参画と協働のまちづくりを意識し、情報提供におけるもう一工夫が必要ではないかと思います。
- ・市民の情報収集力には差があると思われるので、全ての市民に伝わるような情報提供の工夫や検討が引き続き必要であると考えます。

■ 第5条(参画と協働の原則)

- ・計画から最終決定まで、議論から結論に至る経過についても、多くの市民の理解を得られるような工夫が必要だと思えます。
- ・「参画と協働」への取組は、パブリックコメントや審議会等への参加だけでなく、地域社会との関係性を重視して行われるべきではないかと思えます。
- ・研修の成果は、参加人数を指標として捉えるのではなく、研修の結果、どのような協働が始まったのかといった内容面が重要であると思えます。自治の担い手である「市民」「議会(議員)」「行政(市職員)」が役割分担をしながら参画と協働のまちづくりを進めていくことが重要と思えます。
- ・「自治基本条例」が市民生活の活動になかなかつながらず、関心のない人が多いように思えます。より一層の啓発が必要と思えます。

■ 第7条(まちづくり参画の権利)

- ・市民が参画するための情報化や機会の設定、経過についての情報提供等が妥当であるか、改善の余地はないのかなどの検討も必要だと思えます。

【第3章 市民の権利と責務】

■ 第9条(まちづくり参画における市民の責務)

- ・個々人が自分でできることは自分で行い、余裕があればお互いに助け合えるようなまちづくりが必要だと思います。
- ・市民活動と「自治基本条例」の関わりについて、市民も意識改革が必要であると考えます。

【第4章 議会及び議員の役割と責務等】

■ 第10条(議会の役割と権限)・第11条(議会の責務等)

第12条(議会の会議及び会期外活動)・第13条(市議会議員の責務)

- ・日常的に市民への活動報告をしていただくことが必要であると考えます。

【第5章 市の役割と責務等】

■ 第14条(協働のまちづくりにおける市の役割)

- ・指定管理者制度においては効果測定が重要であり、公共的サービス水準を満たしているかどうかの客観的な立場からの評価が必要と考えます。
- ・指定管理者については、コストの管理や評価だけでなく、いかに市民の中で利用が広がったかという視点での評価を行わなければ、施設の設置目的達成の評価はできないのではないのでしょうか。
- ・協働を進めるために、市民とどのようにパートナーシップを結ぶかを真剣に考える必要があると思います。
- ・新しいパートナーシップや人材のさらなる開発が必要と考えます。
- ・部局ごとに、市民とのパートナーシップを作ることが参画と協働として重要だと考えます。

■ 第17条(市の職員の責務)

- ・市の職員として「参画と協働のまちづくり」を認識し、積極的にまちづくりの推進に努めることが重要と考えます。
- ・総合計画で定めている「行政の取組」「市民ができること」「事業者ができること」など、それぞれの役割に基づいて、まちづくりを行うことが必要と考えます。

- ・様々な課題が存在し、様々な属性の住民で構成される地域社会の中で、いかに「参画と協働」の議論が進められ、合意や成果が得られるかを実践していくことが非常に重要であると考えます。

【第6章 市政運営】

■ 第18条(まちづくり参画における市の責務)

- ・内部の自己評価だけでは客観評価にならないので、市民参画及び協働事業の全体的な推進や達成状況に関する評価システムが必要であると考えます。
- ・いきいき百歳体操は、外出のきっかけや集いの場にもなっていて効果が出ていると思います。今後も、高齢者が住み慣れた地域で健康で過ごせる仕組み作りが必要であると考えます。
- ・まちづくりに関するワークショップが増えていますが、できるだけ市内部の横の連携のもと、統合して実施してもらえればと思います。

■ 第19条(総合計画等の策定)

- ・総合計画に基づく各分野の計画の進行管理が不十分なように思います。担当各課と総合計画の担当課とが調整を図りながらその仕組みを作っていく必要があると考えます。

■ 第20条(説明責任)

- ・提供する情報を市側がコントロールするのではなく、一定の基準を設けたうえで、その基準に基づき情報の公開に努める必要があると考えます。

■ 第22条(行政組織)

- ・行政組織を変える際には、その理由等しっかりした説明がなされる必要があると考えます。
- ・分野横断的な政策課題が多くなる中で、複数の課で効率的、効果的な政策を立案、実施できる体制整備が必要と考えます。

■ 第23条(職員政策)

- ・取組を進められていると思いますが、リスクマネジメントと、その基礎となる法令遵守の徹底のための行政に係る法務については、定期的、継続的な研修が必要と考えます。
- ・参画と協働をテーマとした研修を継続的に実施されていますが、研修の成果として、協働の推進にどう反映されているのかが大事であると考えます。

■ 第24条(法務政策)

- ・各要綱について条例に移行する必要性がないか、引き続き検証していただきたいと思いをします。

■ 第27条(危機管理)

- ・今後想定される南海トラフ地震などでは大きな津波等が想定され、想定範囲を超えた人口流入等も予測されます。災害においては想定を超えた場合のことも安全弁の一つとして考えておく必要があると思われます。
- ・災害復旧時の協力事業者等を効率的に運用するために必要なルール等を事前に定めることが必要と考えます。

■ 第29条(広聴対応)

- ・市民からの苦情等の情報を集約し、全庁的な業務改善に繋げる仕組みを構築することが必要と考えます。

■ 第30条(財産運営の基本方針)

- ・中期財政計画には、本来、楽観的予測に基づく値と悲観的予測に基づく値の双方が必要だと考えます。
- ・中長期財政計画については、一定の策定方針をルール化するとともに、社会経済環境の変化等に合わせて見直す場合はその理由等を明確化する必要があると考えます。

■ 第31条(予算編成・執行及び決算)

- ・全事業を対象とした実施計画、事業評価等と予算編成が連動する仕組みが必要であると考えます。

■ 第33条(財政状況の公表)

- ・財政状況の厳しさがもっと市民に伝わるよう、財政指標等、財政状況の問題点も含めてわかりやすく公表する必要があると考えます。

■ 第34条(行政評価)

- ・予算制度と連動した行政評価システムの確立や市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行う必要があると考えます。

【第7章 市民参画、市民自治及び情報】

<第1節 市民参画>

■ 第36条(条例制定等の手続)・第37条(計画策定段階の原則)

第38条(計画策定手続)・第39条(審議会等)

- ・障がい者施策の観点から、障がいをお持ちの方も参画しやすいよう、一定の環境を整える合理的配慮が当然に必要と考えます。
- ・より幅広く市民の参加を求めるには、会議開催の日時や回数等の検討も必要であると考えます。
- ・構想段階で自由に意見が出せる場、計画段階における専門的な意見を踏まえた検討の場、実施段階における目標の共有を図る場、実施後の再検討の場における評価の場など、計画の各段階における協議スタイルの検討やメリハリのある情報化が重要と考えます。
- ・審議会における公募委員の女性比率や個別計画の策定などに関わる附属機関等には、その当事者(たとえば、障がい者施策を検討する附属機関等においては障がいをお持ちの方やそのご家族など)の比率を増やすなど一定の検討が必要と考えます。
- ・「公募市民等無作為抽出型登録制度」については、これまでの成果や課題などをまとめ、今後の運用を工夫する必要があるのではないかと考えます。
- ・公募市民が附属機関等の委員として会議の場に参画できるよう、所管分野における情報提供など一定のサポートや配慮が必要であると思います。
- ・審議会は条例の進行管理の役割もあると考えます。

<第2節 市民自治等>

■ 第40条(市民自治の定義)・第41条(市民自治に関する市民の役割)

第42条(市民自治に関する自治体の役割)・第43条(市民自治協議会等)

- ・市民は、住民自治の直接責任者であり、団体自治を間接統制する責任者でもあると考えます。
- ・ボランティアやNPO、コミュニティへの人材教育のシステムをもっと有機的に繋いでほしいと思います。それには生涯学習などの役割のリニューアルも必要だと考えます。

- ・中間支援のためのまちづくりコンサルタントの導入や、市民をコミュニティのトレーニング学校などで養成、認定し、地域に派遣するなど、地域コミュニティの人材育成をしていく必要があると考えます。
- ・地域の人口構成や環境などにより、地域課題が変わる可能性が高いと考えられるので、自主性・積極性を誘導するための仕組みづくりも重要ではないかと考えます。
- ・行政として地域担当制職員を置いて、地域を見ていかなければいけないと思います。
- ・地域にはそれぞれ地域特性があるので、それらを十分把握した上での支援等が必要と考えます。

<第3節 情報共有等>

■ 第46条(情報への権利)・第47条(情報共有制度)

第48条(情報収集及び管理)・第49条(個人情報の保護)

- ・ホームページ等については、市民の知りたいことについて、すぐに情報を得られる工夫が必要と考えます。

【第8章 他自治体との連携、協力等】

■ 第51条(近隣自治体との連携)

- ・生駒で起こる災害の想定があまりされていないように思います。また、場合によっては、災害時に近隣自治体に避難する方が安全ということも考えられます。そのような時に、近隣自治体と協定などができているか確認が必要だと考えます。
- ・コミュニティ単位で行われる防災訓練において、障がい者受入訓練や男女共同参画の視点をおいた訓練、また、地域の防災士との連携などが必要であると考えます。

■ 第53条(国際交流及び多文化共生)

- ・特定技能実習生などが増えています。行政だけでは対応しきれないと思うので、大学などと連携して対応していく必要があると考えます。

4 おわりに

現行の自治基本条例は、第54条の規定に基づき、平成22年3月の施行から5年目となる平成26年度に一部改正をし、平成27年3月から施行されています。その後、5年目を迎える今年度（令和元年度）、本委員会で2度目の見直し検討を行いました。

検討の結果、法改正に基づく文言整理等はありませんでしたが、大きく条例を見直す必要性はないとの結論に至りました。

しかし、根本的な条文改正の必要性はないものの、この条例の趣旨を積極的に伝えていくため条文解説に手を加える必要があるとの認識に立ち、前文を含め、複数の条文において解説文の加筆修正を施しました。

自治基本条例の施行からまもなく10年を迎えますが、地域を取り巻く社会環境が年々変化する中、持続可能なまちづくりに向け、ますます本条例に基づくまちづくりが求められます。検討の過程では、自治基本条例がどれだけ市民や職員に浸透し、この間、「参画と協働のまちづくり」がどのように進んできたのかについては、その成果が見えにくい、十分な検証ができていないとの意見もあり、課題は残されているといえます。

今後、自治基本条例の実効性を担保するためにも、条例に基づく取り組みの進捗状況の把握や、市民参画及び協働についての評価の仕組みを早急に整備する必要があると考えます。

また、超高齢社会における市民自治への危機感を共有し、この条例を本気で運用していただきたい思いもあります。この条例によって、縦割りになりがちな部局の横軸をつなぎ、本市を支えてくださる市民がもっと元気になる生駒市を目指していただきたいと思います。

住民自治と団体自治とをつなぐ「参画と協働」の推進に向け、市民や職員への本条例の基本理念の浸透、認知度の向上を図り、市民が主役のまちづくりの実現に、引き続き力を入れていただくことを期待しています。

I 生駒市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 基本原則(第4条—第6条)
- 第3章 市民の権利と責務(第7条—第9条)
- 第4章 議会及び議員の役割と責務等(第10条—第13条)
- 第5章 市の役割と責務等(第14条—第17条)
- 第6章 市政運営(第18条—第35条)
- 第7章 市民参画、市民自治及び情報
 - 第1節 市民参画(第36条—第39条)
 - 第2節 市民自治等(第40条—第45条)
 - 第3節 情報共有等(第46条—第49条)
- 第8章 他自治体との連携、協力等(第50条—第53条)
- 第9章 条例の見直し(第54条)
- 第10章 市民自治推進委員会(第55条)

附則

前文

私たちのまち生駒市は、大都市大阪に近接する緑豊かな住宅都市としての特性とともに、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶筌^{せん}などの歴史文化資源に加えて、関西文化学術研究都市・高山サイエンスタウンが立地するなど、豊かな自然や歴史、伝統産業と最先端の科学が融合した関西有数の住宅都市として発展してきました。

一方、少子高齢化をはじめ、人口減少や低成長時代の到来により、財源の確保が厳しさを増す中で地方分権が進展するなど、地方公共団体を取り巻く社会経済情勢の急激な変化の中で、市民が行政に求めるニーズは高度化・多様化しています。

こうした状況において、これまでの行政主体の市政運営から脱却した市民主体のまちづくりが求められており、そのために市民は、自治の主役であることを自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、主体的に自治にかかわっていくことが必要になっています。

これに対して行政は、市の執行機関として持続可能な都市経営を行うため、計画的で効率的、効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。

また、議会は、市民を代表し、市の団体意思の決定機関として、広く市民の声を聴きながら、行政の監視、政策形成、立法といった機能を果たし、行政をけん制しつつ市政運営の一翼を担わなければなりません。

私たちは、このような認識の下に、将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまちづくりを基本理念として、いつまでも住み続けたい都市—生駒市づくりに努めます。

ここに私たちは、市民と議会と行政とが各々の役割を自覚し、お互いを尊重し、情報共有に基づく参画と協働による真の市民自治を実現するため、生駒市におけるまちづくりの最高規範として生駒市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、生駒市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。
- (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 執行機関 長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。
- (4) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。
- (5) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力することをいう。
- (6) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組をいう。

(最高規範)

第3条 この条例は、生駒市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

第2章 基本原則

(情報共有及び公開)

第4条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。

2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく、速やかに提供しなければならない。

(参画と協働の原則)

第5条 市民及び市は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。

(人権の尊重)

第6条 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。

第3章 市民の権利と責務

(まちづくり参画の権利)

第7条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。

(20歳未満の市民のまちづくりに参画する権利)

第8条 20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。

(まちづくり参画における市民の責務)

第9条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。

2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。

第4章 議会及び議員の役割と責務等

(議会の役割と権限)

第10条 市議会は、市の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、市民自治を尊重し、その権限を行使しなければならない。

2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視し、及びけん制する権限を有する。

3 市議会は、法律等の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。

(議会の責務等)

第11条 市議会は、立法機関であり、意思決定機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。

2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、政策形成機能及び立法機能の強化に努めなければならない。

5 市議会は、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視し、改善を推進するよう努めなければならない。

6 市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならない。

7 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。

(議会の会議及び会期外活動)

第12条 市議会の会議は、討議を基本とする。

2 市議会は、すべての会議を原則公開とする。ただし、必要と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。

3 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査等に努めなければならない。

(市議会議員の責務)

第13条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市議会議員は、市民の代表者としての品位を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置いて行動しなければならない。

3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽^{さん}に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

4 市議会議員は、議会活動に関する情報等を市民に説明するとともに、広く市民の声を聴き、これを議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

第5章 市の役割と責務等

(協働のまちづくりにおける市の役割)

第14条 市は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び市民の活動の支援を通じて、市民による公共的サービスの提供が適正に行われることを保障するよう努める。

2 市は、必要に応じて、市民の間の調整を行う役割を担う。

(市長の責務)

第15条 市長は、市の代表者として市民の福祉の増進を目指し、市民の負託に応えるよう、市の事務を管理し、公正かつ誠実にこれを執行しなければならない。

2 市長は、事務の執行に当たっては、市民及び議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、市政運営を通じて自治の実現、市民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を適切に指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

(執行機関の責務)

第16条 市の執行機関は、その権限と責任において、公平かつ公正に、及び誠実で、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。

(市の職員の責務)

第17条 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務の遂行に専念しなければならない。

2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

3 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。

第6章 市政運営

(まちづくり参画における市の責務)

第18条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。

2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。

(総合計画等の策定)

第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下これを「総合計画」という。)をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。

2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。

3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。

(説明責任)

第20条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(意思決定の明確化)

第21条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。

(行政組織)

第22条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、責任を明確にして、組織の横断的な調整を図らなければならない。

(職員政策)

第23条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければならない。

2 市は、職員の資質及び能力の向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽^{さん}のための多様な機会の保障に努めなければならない。

(法務政策)

第24条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って法律等を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。

(法令遵守及び公益目的通報)

第25条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度について必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要な措置を講じなければならない。

(行政手続)

第26条 市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について必要な措置を講じなければならない。

(危機管理)

第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力及び連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。

(広聴応答義務)

第28条 市は、市民からの行政に関する意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。

2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、その整理及び保存に努めるものとする。

(広聴対応)

第29条 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、必要な措置を講じなければならない。

(財政運営の基本方針)

第30条 市長は、総合計画を実現するための財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。

(予算編成、執行及び決算)

第31条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて行い、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。

3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報を提供するものとする。

(財産管理)

第32条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。

(財政状況の公表)

第33条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第34条 市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。

2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。

3 市長は、市民及び専門的知識を有する者による評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。

(外部監査)

第35条 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施する。

第7章 市民参画、市民自治及び情報

第1節 市民参画

(条例制定等の手続)

第36条 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。

(1) 関係する法律等又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

(2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合

(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合

2 提案者は、前項に規定する市民の参画等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。

(計画策定段階の原則)

第37条 市は、市の将来や市民生活に係る重要なまちづくりの施策の検討及び決定に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。

(計画策定手続)

第38条 市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見及び情報を考慮して決定する制度やアンケートの実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、速やかに公表しなければならない。

(審議会等)

第39条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として市民から公募した委員を加えなければならない。

2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

第2節 市民自治等

(市民自治の定義)

第40条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。

(市民自治に関する市民の役割)

第41条 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。

2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。

(市民自治に関する自治体の役割)

第42条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。

2 市は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援するものとする。

(市民自治協議会等)

第43条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織(以下「市民自治協議会」という。)を設置することができる。

2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。

3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

6 前各項に関することは、別に定める。

(市民投票)

第44条 市長は、市政にかかわる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。

第45条 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。

2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。

3 市民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年者の参加に十分配慮しなければならない。

4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第3 情報共有等

(情報への権利)

第46条 市民は、法令等により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。

(情報共有制度)

第47条 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組み及び体制の整備について必要な措置を講じなければならない。

(情報収集及び管理)

第48条 市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。

(個人情報保護)

第49条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。

第8章 他自治体との連携、協力等

(他自治体住民との連携)

第50条 市民及び市は、市外の人々と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(近隣自治体との連携)

第51条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解の下、連携してまちづくりを推進するものとする。

(広域連携)

第52条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、市民参画を進めながら、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。

(国際交流及び多文化共生)

第53条 市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努めるとともに、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。

第9章 条例の見直し

第54条 市は、附則に規定する日から起算して5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

第10章 市民自治推進委員会

第55条 参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、生駒市市民自治推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この条例の運用状況について、調査を行い、市長に対して意見を述べることができる。

3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民

(3) 市議会議員

(4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員会に委員長及び副委員長を置く。

8 委員長は、委員の互選により定める。

9 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

- 10 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 11 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 12 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 13 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 14 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 15 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 16 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月条例第15号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 市民自治推進委員会委員名簿

氏名	役職	備考
澤井 勝		
中川 幾郎	委員長	
辻 陽		
樋口 清士		平成31年3月29日まで
中嶋 宏明		令和元年5月27日から
森岡 文夫	副委員長	
藤田 照子		
入口 嘉憲		令和元年8月23日まで
津田 勉		令和元年8月23日まで
佐藤 美恵子		
生駒 孝夫		令和元年8月24日から
正垣 律子		令和元年8月24日から

3 市民自治推進委員会における条例検証の経緯

日時	内容
平成30年11月1日	自治基本条例の見直し検討スケジュールについて
平成31年2月21日	自治基本条例(第6章)の見直しについて
令和元年6月3日	自治基本条例(第7章)の見直しについて
令和元年7月1日	自治基本条例(第4・5章)の見直しについて
令和元年7月29日	自治基本条例(前文・第1・2・3・8章)の見直しについて
令和元年8月16日	自治基本条例の見直しについて(全体)
令和元年11月1日	自治基本条例検証報告書について

発行・編集
令和元年11月

生駒市市民自治推進委員会
(事務局:市民活動推進課)

TEL 0743-74-1111

生駒市ホームページ URL <http://www.city.ikoma.lg.jp>

E-Mail shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp